

京都市告示第 444 号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

平成26年1月6日

京都市長 門川大作

原田 健志	(医)健康会 総合病院京都 南病院	内科, 神経内科	肢体, 心 臓, 腎臓, 呼吸器	視覚*, 聴覚*, 平衡, 音声・言 語, そしゃく, ぼうこう・直腸, 小腸, 免疫, 肝 臓
古石 隆光	健光園あらし やま診療所	内科, 循環器内科	肢体, 心 臓, 腎臓, 呼吸器, 肝 臓	音声・言語

(保健福祉局身体障害者リハビリテーションセンター相談課)